

2023 年 4 月 6 日(木)

EIPS 事務局

**【EIPS からの情報提供 Vol. 51】**

**ウクライナ情勢に関する外国為替及び外国貿易法に基づく措置実施されます**  
**(輸出貿易管理令の一部を改正)**

ウクライナを巡る国際情勢に鑑み、この問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、令和 5 年 2 月 28 日（火曜日）に、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）によるロシアの産業基盤強化に資する物品の輸出禁止措置を導入することが閣議了解されました。これを踏まえ、当該措置を導入するため、輸出貿易管理令（昭和 24 年政令第 378 号）の一部を改正する政令が閣議決定されました。当該措置は令和 5 年 4 月 7 日（金曜日）より実施されます。



ウクライナ情勢に関する外国為替及び外国

**【経産省作成資料】**

外国為替及び外国貿易法に基づく 輸出貿易管理令等の改正について（ロシアの産業基盤強化に資する物品の輸出禁止措置）



ロシアの産業基盤強化に資する物品の輸